



羅針盤 No.11

東港金属株式会社

東京都大田区京浜島2-20-4

電話 03-3790-1751

URL <http://www.tokometal.co.jp>

(見学受付)

電話03-3790-1751 又は 各営業担当

年末から日本海側の豪雪による大きな被害のニュースが続いています。鎌倉時代には「時により過ぐれば民の嘆きなり 八大竜王雨やめたまへ」と源実朝は詠っていますが、本当に自然の猛威の前では、人はただ祈るしかないのでしょうか。そしてこの豪雪も地球温暖化の中の一現象といわれています。

寒さはまだ続きますが、3日の節分が終わると暦の上では立春。旧暦では新しい年の始まりです。そして4月の新しい年度を迎えるといろいろな公共料金が値上げとなりそうです。「地球温暖化対策税」として10月からは環境税として炭石油税が増税され、ガソリン、軽油が値上がりとなるように、実施されれば産業廃棄物業界でも収集運搬車の輸送費に影響が出てくるでしょう。

今は仕分けの時代です。輸送費を補填することからも、産業廃棄物は排出前に出来るだけ分別をし、資源となるものを増やすことで経費を削減しましょう。東港金属では少量の産廃、スクラップでも処理のご相談に応じております。リサイクルパートナーとして気軽にご連絡下さい。



★羅針盤

鉄・非鉄スクラップ・市況からの2月予測

営業部 Y の考察

- 鉄スクラップ** → 考察) 鉄スクラップの輸出価格は、トルコ、韓国の需要の伸びが影響し、昨年4月以来の高値を記録。国内の電炉メーカーのスクラップ買取価格は1/28現在38,000円/トン。2月も小幅上昇の見込みです。
- 銅** → 考察) LME価格は1/28現在9,500ドル/トン台。2月は10,000ドル/トンまで行くのではとの見方がありますが、在庫増加を考えると、上げ下げを繰り返す横ばい状態が続くのではと思われます。中国の金融引き締め時に価格が下がれば買い時でしょう。
- アルミ** → 考察) 1月はスタート時から28日に至ってもLME価格はあまり変動は見られませんが、アルミ缶プレス等の需要は高まっていますので、2月は多少は上がると思われます。
- プラスチック** → 考察) 原油の上昇から2月は上がると思われます。ペットボトルの入札価格も50,000円台/トンの声が聞こえるなど上昇しています。他のプラスチックも徐々に上がるでしょう。

1月予測の自己評価

鉄スクラップ	○	アルミ	×
銅	○	プラスチック	×



京浜島日記

(隔月連載 5)

もう2月となりましたが今年初めての京浜島日記です。

改めまして、明けましておめでとうございます。

今年の新年の挨拶は概ね、卯年で跳ねて景況が上向きになるという話が多かったと思います。まさにそのような一年になるのではないのでしょうか。当社でも昨年末頃からの搬入量や、資源ユーザーである鉄鋼メーカー様の需要予測のお話を沢山伺う中で、良い景況になる年であることを確信しております。

ただ、企業活動はあくまでも独立独歩、自主自立である事を忘れてはならないと思います。景況だけに期待し、待っててはならないと思います。当社であれば、如何に排出事業者のお客様に付加価値を提供できるかという追求をしなければなりません。

当社のいる静脈産業は、排出事業者様のいる動脈(製造業、流通業、物流業、サービス業等々)から比べれば、まだまだ遅れている面もあります。排出事業者様への付加価値創造は、コスト競争力は勿論のこと、データ提供、作業時間短縮、お客様の廃棄に関する時間短縮への貢献等、多岐にわたるはずで、包括的に我々が出来る事を考え抜く必要があります。

また、良いサービスを考え体制を整えたら、それを排出事業者の方々にとって頂く努力をしなければなりません。そうして排出事業者の方々を選んで頂ける会社になることで初めて企業継続となり、独立独歩になっていくのだと考えます。

昨年は寅年でした。昨年一年を虎のように自らで苦勞し獲物を掴み取った企業は、今年は兎のように跳ねあがることが出来るのではないのでしょうか。当社も排出事業者様と共に大きくジャンプ出来ますように、付加価値を提供すべく企業努力を続けてまいります。(つづく)

(福田 隆 東港金属(株) 代表取締役)

★羅針盤

改正廃棄物処理法(施行期日決定)

平成22年5月12日に成立し、同19日に公布された改正廃棄物処理法の施行期日が12月17日に閣議決定され、平成23年4月1日より施行となりました。

過去の羅針盤で改正のポイントを何回かご案内しましたが、改めて、特に排出事業者様に関連する条文をお知らせします。

改正廃棄物処理法(施行日:平成23年4月1日)
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」

法律要綱のうち、「排出事業者による適正な処理を確保するための措置」とされている条文を列記いたします。

※事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出(第十二条第3項)

事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

これは、建設系廃棄物に限定した場外保管にかかる規定の新設です。(特別管理産業廃棄物の保管については、第十二条二第3項)非常災害のために必要な応急措置として、上記の保管を行った事業者は、当該保管をした日から14日以内に都道府県知事に届け出なければならないことになっています。(罰則規定あり)

※事業者による処理の状況に関する努力義務の明確化(第十二条第7項)

事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

これは、上記下線部分が追加された条文で「努力義務」となっておりますが、「努力義務」が明確化されたということは、排出者の責任が強くなることとなります(特別管理産業廃棄物については第十二条の二7項)

※産業廃棄物管理票制度の強化

(産業廃棄物管理票)第十二条の三第2項

前項の規定により管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない

これは、マニフェストA票(交付者控え)の保存義務期間を5年とした改正です。これまでは回付されたマニフェストの保存義務が定められていたましたが、A票の保存義務は規定されていませんでした。今回の改正で、A票保存を義務化することによって、回付されたB2、D、E票の記載内容に間違いが無いかを確認する目的が含まれることになりました。(罰則規定あり)

(虚偽の管理票の交付等の禁止)第十二条の四第2項

前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。ただし、次条第一項に規定する電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあつては、この限りでない。

これは、マニフェストの事前交付義務についての改正です。処理業者は、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物(及び特別管理産業廃棄物)の引渡しを受けてはならないことの条文が新設されました。(罰則規定あり) その他関係条文は次号に